

東京都計画地区計画の決定（練馬区決定）
 都市計画西大泉六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	西大泉六丁目地区地区計画	
位 置	東京都練馬区西大泉六丁目地内	
面 積	約 3.6 ha	
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	土地区画整理事業の施行により道路や公園等の都市基盤施設が整備される当該地区について、建築物等に関する制限を行い、土地利用を適切に誘導することによって、緑豊かで潤いのある、良好な住宅市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	地域の主要な道路である地区両端の都道（主要地方道第24号線）の沿道および地区東端の区道（主要区道69号線）の沿道については、周辺の環境に配慮しつつ中高層建築物を誘導し、合理的な土地利用を図る。 その他の地区については、生産緑地地区を保全しつつ緑豊かで良好な低層住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備される道路や公園の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	緑豊かで潤いのある、良好な住宅市街地の形成を図るため、次のとおり定める。 1. 居住水準の向上を図るため、建築物の用途の制限を定める。 2. 敷地の細分化などによる日照や通風などの居住環境の悪化を防止するため敷地面積の最低限度を定める。 3. 良好な住環境や潤いのある街並みを形成するため、壁面の位置の制限、形態意匠の制限を定める。 4. 豊かな緑を形成するため垣またはさくの構造の制限を定める。

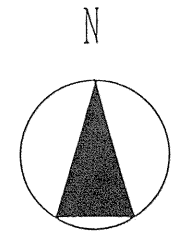
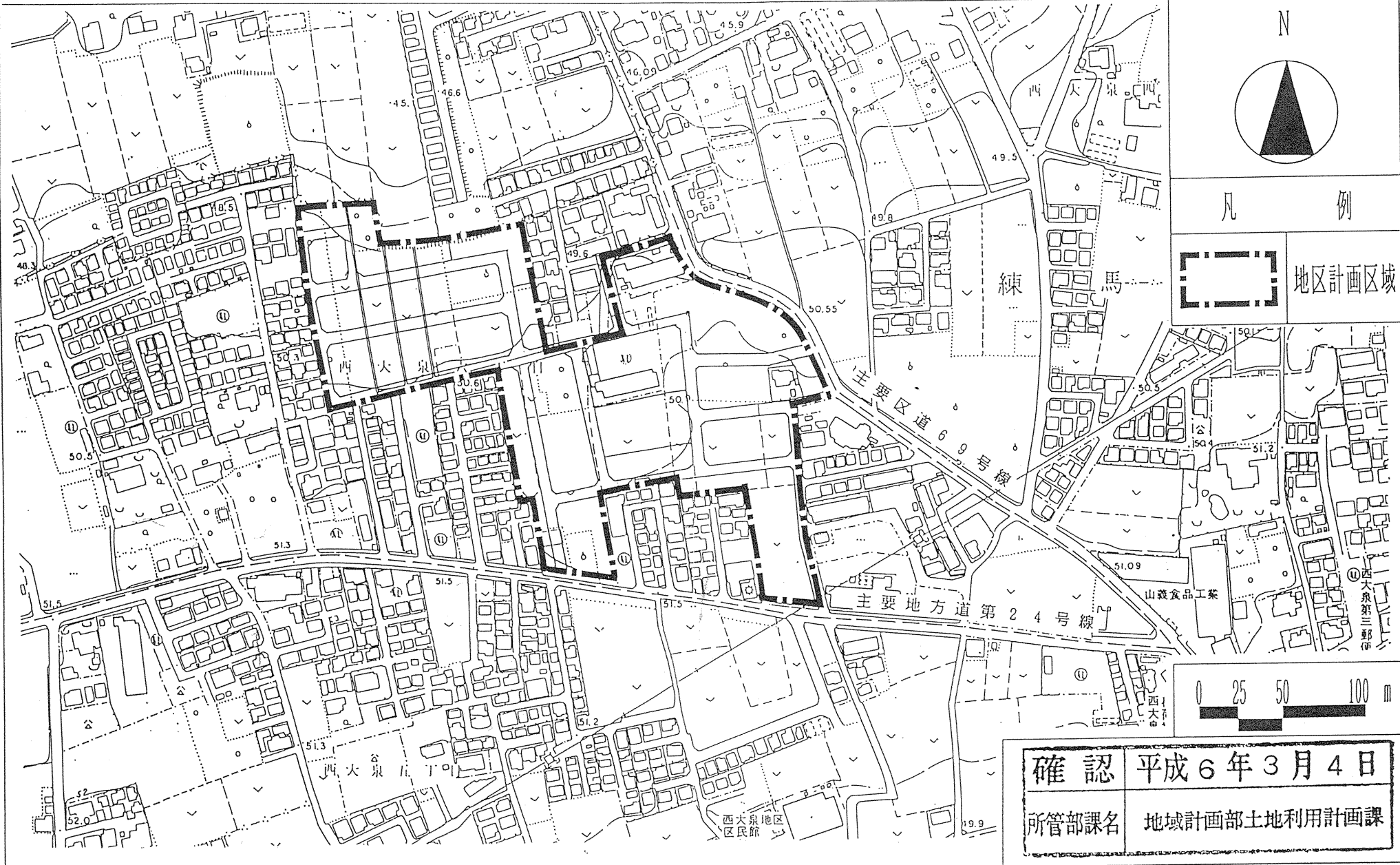
地区整備に関する事項	位 置	練馬区西大泉六丁目地内
	面 積	約 3.6 ha
	建築物の用途の制限 ※	共同住宅および長屋で、床もしくは壁または建具で区画された各住戸の床面積が39㎡未満のものは建築してはならない。
	建築物の敷地面積の最低限度 ※	110㎡
	建築物の壁面の位置の制限	敷地面積が400㎡以上の場合については、建築物の壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線および隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。
	建築物等の形態または意匠の制限	建築物に付属する出窓、ベランダ、バルコニー等は壁面の位置の制限を指定した線を超えて建築してはならない。 建築物等の屋根および外壁またはこれに代わる柱は、良好な住環境にふさわしい落ち着きのある色彩とする。
垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生け垣またはフェンス等透視可能な構造のものとする。ただし、高さ80cm以下の部分及び法令の制限などにより周囲の安全の確保や環境保全のためやむを得ないものについてはこの限りでない。	

「区域および地区の区分は計画図表示のとおり」
 (理由) 土地区画整理事業による公共施設整備とあわせて、緑豊かで潤いのある、良好な住宅市街地環境の形成を図るため、地区計画を決定する。

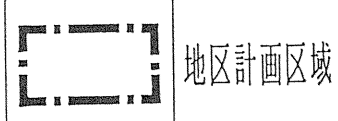
注) ※は知事承認事項

東京都市計画地区計画 西大泉六丁目地区地区計画 計画図 (位置) 西大泉町地内

1 / 2500



凡例



地区計画区域



確認 平成6年3月4日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課